

經濟論叢

第148卷 第4・5・6号

哀 辞

故 堀江保蔵名誉教授遺影および略歴

G・マリーンの外国為替論(1).....	本 山 美 彦	1
19世紀末ドイツ電機工業における労働能率増進策(4).....	今久保 幸 生	22
スコットランド抗夫繫縛制変遷概観(2).....	加 藤 一 弘	48
アメリカ鉄鋼資本の多角的事業展開と 日米合弁企業の位置づけ(2).....	石 川 康 宏	70
低開発国におけるドラーリゼイション(dolarization).....	安 原 毅	87
持続的インフレーションと政府.....	国 宗 浩 三	104
時間選好に関する基礎的な考察.....	依 田 高 典	122
短期調整過程の二類型(1).....	森 岡 真 史	140
追加償却会計と取替原価償却会計.....	藤 井 深	162

研究ノート

FASB 1976年討議資料に関する研究ノート.....	藤 井 秀 樹	181
------------------------------	---------	-----

追 憶 文

堀江保蔵先生を偲んで.....	角 山 榮	190
堀江保蔵先生を偲ぶ.....	山 本 有 造	195

学会記事・經濟論叢 第147巻・第148巻 総目録

平成 3 年10・11・12月

京 都 大 學 經 濟 學 會

スコットランド坑夫繫縛制変遷概観（2）

加 藤 一 弘

I 坑夫繫縛権をめぐる係争

控訴裁判所判決に、炭鉱主の坑夫繫縛権が永続性を承認されるようになるのは、サ・トマス・ウォレス Sir Thomas Wallace of Craigie と、ウィリアム・カニンガム William Cunningham of Brownhill の間の係争にたいする、1708年の判決からである¹⁾。

自分の土地で炭層を稼行していたウォレスは、係争が起こる7～8年前に稼行をやめ、坑夫にどこへ行ってもいいとの許可を与えたが、繫縛解除の証明を与えることはなかった。坑夫の中には、その後カニンガムの炭鉱で働きだした者があったが、ウォレスは新しい炭鉱を開鑿し稼行を再開した際、カニンガムに坑夫の返還を請求し、ここに坑夫にたいする権利をめぐる対立が生じたのであった。

判決はウォレスの繫縛権を有効と認めた。ウォレスは坑夫に繫縛解除証明を与えていないから坑夫は彼以外に雇われることはできない、カニンガムはこの坑夫を使用して1年と1日に満たないから坑夫にたいする権利を有しない、という趣旨であった。

これは一面では、坑夫にたいする権利についての、18世紀初頭における通念の、法による確認である。しかしここで見逃すことができないのは、いったん成立した炭鉱主の坑夫繫縛権と、坑夫と炭層の現実の結合とが乖離し、それがゆえに対立の解決に裁判権が動員されなければならなかったこと、対立が現実

1) この係争およびそれにたいする判決についての整理は、J. Barrowman, 'Slavery in the Coal-Mine of Scotland', *Trans. Fed. Inst. Mining Engineers*, vol. 14, 1897-8, p. 270; B. F. Duckham, *A History of the Scottish Coal Industry*, 1970, p. 246. に依拠している。

の結合が否定されるかたちで解決されたこと、である。この乖離は、繫縛権が実在的根拠を喪失していることを意味する²⁾。判決は、このような繫縛権を、繫縛解除がないことを根拠に承認するのである。

われわれは、このような対立の解決の仕方に、坑夫繫縛権の観念化の萌芽を読み取ることができる。実在的諸関係に直接に何らかの基礎をもつ具体的なものから、この諸関係との関連から切り離され自立した、一面的、観念的なものへの転換である。坑夫繫縛権は、炭層と、それと自然に結合している坑夫という、エステートとしての炭層の全体にたいする権利から、この結合を破壊され、炭鉱主の権能を通じてはじめて炭層と結合される、たんなる労働力としての坑夫にたいする権利へと転換する。それは同時に、この権利が、実在的諸関係にはお構いなしに絶対的に行使されることでもある。

坑夫繫縛権をめぐる係争は、18世紀中葉以降、きわだって増大する。それとともに係争の争点も広がり、ついには繫縛権そのものの内容が問われるまでに至る。この過程で、坑夫繫縛権の観念化・絶対化は、どこまでどのように進化したのか。そしてそれは、炭鉱主と坑夫の関係の、いかなる変化を指し示しているのか。以下では、坑夫繫縛権をめぐる係争や対立のなかで、関連事実が比較的明らかな、したがってその意味内容を比較的容易に確認することができる事例をいくつか取り上げ、この点を検討しよう。

I 坑夫繫縛権の観念化・絶対化の進行

[1] ジェームズ・グレイとボーグルの係争

James Gray of Dalmarnock v. Bogle³⁾

2) この乖離は、17世紀末頃から現れはじめたと考えられる。実現はしなかったが1700年には繫縛立法強化の動きが見られた。炭鉱主は自分の居住する県の首都で逃亡坑夫を公示すれば、坑夫にたいする権利を喪失しない、というのがその趣旨であった。Cf. Barrowman, *ibid.*, p. 269. なお拙稿「スコットランド坑夫繫縛制変遷概観(1)」、『経済論叢』第148巻第1・2・3号、1991年、第1章第1節にふれた18世紀初頭の坑夫繫縛についての通念は、炭層への繫縛(①の特徴)と炭鉱主への繫縛(②の特徴)というそれ自体としては相異なるものが並存統一している。繫縛制の本来の姿がこの統一にあったとすれば、その変質は、この統一の解体にある。

3) この係争やそれにたいする判決についての整理および関連事実については、*Ibid.*, pp. 271, 272

グレイはグラスゴーの東、カーンタイン Carntyne とシェトルストン Shettleston に土地を持ち、ある炭鉱をそこで稼行していた。ある時点から彼はこの炭鉱の稼行をやめ、坑夫に炭鉱から離れる許可を与えたが、繫縛権そのものは放棄せず、毎年坑夫とこの権利を確認していた。坑夫のうち6名は、グレイの許しを得てシェトルストンのボーグルの炭鉱で働き、なかにはボーグルの炭鉱にきて1年と1日以上がたった者もでてきた。グレイが自分の所有する別の炭鉱に彼らを誘った時、ボーグルは1年と1日の使用の実績を踏まえ、坑夫にたいする権利を主張した。しかし控訴裁判所はボーグルの主張を退けた。坑夫がボーグルの炭鉱に自分を繫縛しなかった以上、ボーグルは坑夫にたいする権利を持たない、とされたのである。

この判決では、1708年のそれと比べ、いったん成立した繫縛権が坑夫と炭層の現実の結合に、いっそうはっきりと優先している。1708年の場合は、現実の結合が1年と1日に満たないということが、坑夫にたいする権利の発生しない根拠とされた。そこでは一定の現実の結合が、繫縛権の権限として、以前からの繫縛権に、ある程度は対抗できるものとされていたのである。それがこの判決では完全に否定された。これは何を意味するのか⁴⁾。

グレイやボーグルの炭鉱稼行については、以下の事実がわかっている。

1737年 ジョン・グレイ John Gray (ジェームズの先代)、ウェストミュー Westmuir (カーンタイン) の炭鉱に揚水風車を設置

これ以前からカーンタインとシェトルストンの炭鉱を稼行

1742年 ジョン・グレイ死去

1756年 ボーグル、シェトルストンの炭鉱主

グレイはシェトルストンの炭鉱主としては登場しない

⁴⁾ 274; Duckham, *op. cit.*, pp. 78, 83, 154-5, 364 に依拠している。

4) ここで判決の論理として考え得るのは、グレイが毎年坑夫と繫縛関係を確認していたことが、この否定をなしうる直接の根拠とされた、ということである。だがこれだけでは、問題は明らかにはならない。なぜ坑夫との毎年の繫縛関係の確認が、坑夫と炭層の現実の結合に優先するのか、に変わるだけである。

1764年 シェトルストンに排水蒸気機関設置

グレイは関係者として現れない

1768年 ジェームズ・グレイ, カーンタインに排水蒸気機関設置

グレイの炭鉱稼行が、当初からカーンタインに比重があり、しかもそれは後になればなるほどはっきりし、ジェームズの代になるとシェトルストンの稼行から次第に撤退し、カーンタインの開発に専念するようになったこと、ジェームズが稼行をやめた炭鉱もシェトルストンの炭鉱であったことが、上の事実から推定される⁵⁾。

ここから次のように考えられる。まずグレイの利害である。カーンタインを重点開発しようとする彼の立場からいえば、シェトルストンで彼に従属していた坑夫は決定的に重要な労働力である。だが坑夫は合体される炭層が存在しないかぎり労働力としての意味をもたない。そこでグレイはシェトルストンでの稼行をやめるに際し、坑夫のこの炭鉱への繫縛は解いたが、繫縛権そのものは放棄せず、毎年坑夫との間でこれを確認していた。したがって彼の坑夫繫縛権は、彼の将来のエステートを前提し、これにたいする権利を保障せんがためのものである。グレイは自分のこの権利を、実在する諸関係に優先するものとして主張したのである。

これにたいし、ボーグルの坑夫にたいする権利の根拠は、坑夫と炭層の現実の結合にある。坑夫と炭層の自然な結合という観点からするならば、明らかにボーグルの権利がグレイの権利に優先し、グレイの主張は繫縛権の濫用である。すなわち現実の直接的生産過程に関するかぎり、グレイが炭鉱の稼行をやめ、この炭鉱から離れた坑夫が別の炭層と結合して一定期間を経た時点で、彼と彼の繫縛坑夫が関係を取り結ぶべきエステートは消滅しているのである。

グレイの主張においてはエステートは変質している。それは坑夫と炭層の自然な結合を基礎とした、現に実在するものから、炭鉱主の意志によってはじめ

5) この係争が生じた時期は、ここでは直接には明らかではないが、この推定によれば、それは1742年の少なくとも数年後から1756年、遅くとも1768年の間であったと考えられる。

て存立するものへと転換している。この変質したエステートにおいては、炭鉱主が坑夫と炭層を合体する主体として現れる。それに対応して坑夫は、この主体への従属関係がいったん成立すれば、それを解消することが不可能な者として現れる。したがって坑夫がこの関係の外でどのように存在していようと、それはこの関係とは何の関係もないのである。

判決は、変質したエステートを正常なものとして承認した。それゆえに、1年と1日の坑夫使用実績が、繫縛権の権原としてはっきりと後退することになったのである。

〔2〕 1763年控訴裁判所判決：ロバート・スペンスとジェームズ・スコットの係争

Robert Spence v. James Scott⁶⁾

1739年、ジェームズ・スコットは、グラスゴーに隣接するラザグレン Rutherghlen で、1739年ラザグレンのタウンから、翌40年にはスペンスからも炭層を賃借し、炭鉱を開鑿し、稼行していた。1755年、彼はこの炭鉱を放棄して別の新しい炭層の稼行に移った。1760年スペンスは、スコットが放棄した炭鉱を自分で稼行しはじめ、スコットが新しい炭鉱に連れ去った坑夫の返還を請求した。スコットは、実際に炭鉱を開鑿し坑夫を連れてきたのは自分であるとして、坑夫にたいする権利を主張した。「差配人のスコット氏がこの事業を始めたとき、炭鉱もなければ坑夫もいなかったのです。」だが控訴裁判所はこれを退けた。その根拠は、坑夫は炭層の賃借人ではなく炭層そのものに繫縛される、というものであった。

係争前後、スコットのラザグレンでの炭鉱稼行に関しては、他に
 1756年 スコット、ラザグレンの炭鉱主
 1760年 グラスゴーのトレイド・ハウス、炭鉱の坑深度を増し蒸気機関を設置する募金を開始

6) この係争やそれにたいする判決についての整理および関連事実については、Barrowman, *op. cit.*, pp. 271-2, 275; Duckham, *ibid.*, pp. 173, 245. に依拠している。

がわかっている。

以上の事実から係争前後の炭鉱を、次のように捉えることができる。第1にスコットが、ラザグレンのタウンの炭層とスペンスの炭層を、踵を接するように賃借し炭鉱を開鑿したことが注目される。2つのエステートは、それぞれ個別に稼行されたのではない。スコットは2つのエステートにまたがるかなり大規模な排水通洞を建設し、この労働手段を基幹として、炭層の稼行が発した。このような推定が、ここからでてくるのである。

だとすれば、坑を開鑿したのも坑夫を集めたのも自分であった、とのスコットの主張の意味もはっきりする。スコットが建設した排水通洞が、炭層に坑夫を結合する決定的な条件として現れ、したがってたんなる炭層所有者とは区別される経営主としての彼こそが坑夫を従属させる主体として現れ⁷⁾、彼にとって坑夫にたいする自分の権利は自明であるように思われたのである⁸⁾。

第2に、スコットが別の炭鉱に連れ去った坑夫の繫縛権が、1760年まで問題にならなかったことは、彼が1755年にこの炭鉱の稼行を放棄したのは、当初建

7) これは炭層「所有」の意味の変化でもある。炭層「所有」は本来の意味では共同社会にたいしてエステートを総括し維持する責務を負う者の権利・義務の総体である。Cf. W. H. Fraser, *Conflict and Class*, 1988, pp. 2-3. したがって炭層「所有」はそれ自体が、実在する従属関係をうちに前提として含んでいる。坑夫を従属させる主体としての経営主の登場は、このような炭層「所有」の、たんなる土地自然の所有としての炭層所有と炭鉱主-坑夫の従属関係が分離する出発点である。もっともこの係争が生じたということは、本来のエステートが強固であったならば、スコットの坑夫との関係が従属関係として法認され、彼のいわば経営権が炭層「所有」権としてスペンスのそれにとって代わりうる可能性が存在したということである。だが実際にはそうはならなかった。

8) ここでの論述に直接には関わらないが、スコットの権利について重要であるのは、彼が係争の焦点である炭鉱を放棄した後も、相変わらずラザグレンで炭鉱を稼行し、「差配人」と称されていたこと、1740年、グラスゴーのタウン・カウンスルが、グラスゴー市民の便益のため、ラザグレンのタウンに、炭鉱までの道路の修理に30ポンドを提供していたこと（これはスコットの炭鉱がグラスゴーのタウンにとっても重要な燃料供給元になっていたことを物語る）である。Cf. Duckham, *ibid.*, p. 173. ここには、スコットとラザグレンのタウン、間接的にはグラスゴーのタウンとの、たんなる炭層の賃借関係や石灰の需要元と供給元の関係にとどまらぬ、この経済関係が同時にタウン内の社会的・政治的關係にまで高まっているような関係が示唆されている。この関係からすれば、スコットは、ラザグレンのタウンの後援を受け、タウンの利益を実現するために、炭鉱を開鑿したのであって、スコットが坑夫にたいして権利を有するとすれば、それは同時にタウンの権利でもある。そしてこの関係が強固であるのに比例して、スコットとスペンスの対立は、タウンのエステートとスペンスのエステートの対立という側面を強めることになる。

設した排水通洞によっては稼行可能な炭層の確保が難しくなったからで、その後この炭鉱の活動は停滞していたことを示唆している。スコットが去った後も、別の賃借人によってこの炭鉱が以前と同様に稼行されていたならば、生産の決定的に重要な要因である坑夫の使用権が、その時点で問題にならないはずはないからである⁹⁾。

スペンスが坑夫の返還を請求したと同じ1760年の、グラスゴーのトレイド・ハウスの動きは、同じタウンを中心とする急速な都市の成長による燃料市場の逼迫を示している。スペンスはこれに呼応して、自家有炭鉱の再開発にとりかかり、必要になった坑夫を確保するのに、とりあえず手近にあった手段を行使したのである。

炭鉱の稼行をめぐる事情が以上のものであってみれば、係争における対立は、坑夫と炭層の自然な結合がかなりの程度解体しつつある基礎上で生じたものである。スコットは、自分が建設した労働手段を物的基礎として、経営主としての自分こそが坑夫を炭層と結合させる主体であるという関係を現実とし、この関係においては経営主の権利が炭層の所有権に優先すると主張しているのである。

一方スペンスの権利主張も、エステートにたいする権利を根拠にするかぎりには、権利の濫用である。すなわち将来における可能的な、実在しないエステートにたいする権利の主張である。それは先のグレイの場合とまったく軌を一にしている。

しかし、ここで先の事例と異なる点は、繫縛立法上、繫縛権の発生、消滅いずれの場合でも重要な基準であった1年と1日という期限が、全く問題にされていないことである。判決が炭層への繫縛を賃借人への繫縛に優越させたということ、すなわち対立を、炭層の所有権と賃借権の間の問題としたことでは、これを説明することはできない。たしかに賃借人は炭層に繫縛された坑夫を賃

9) すぐあとにもふれるように、当時の炭鉱リースはすなわち繫縛坑夫のリースであった。そこでは優良な坑夫をどれだけ抱えているかが炭層の賃貸条件を直接に左右したのである。Cf. Duckham, *ibid.*, p. 245.

借する権利があるだけである。坑夫がもともとこの炭層で働いていたか否かも問題にならない。賃借人が自分の費用と手間をかけて坑夫を炭層に合体したところで、彼がそれをなした前提がこの炭層の賃借である以上、それはただ炭層所有者に坑夫繫縛権をもたらしただけなのが原則なのである¹⁰⁾。

とはいえ賃貸借関係に基づいていえることは、賃借人が賃借人であることをやめた以上は、賃借権の対象となった炭層に繫縛されるべき坑夫について権利を主張できない、ということだけである。このことがリース終了後も炭層所有者の坑夫にたいする権利の積極的根拠として機能するのは、1年と1日の期限

10) ここで記録に伝わるいくつかの炭鉱リースを時代を追って取り上げ、そこでの賃借人の坑夫にたいする権利の特徴を整理しておこう。

(1) 1661年フォース湾岸の炭鉱

賃借人は炭鉱から逃亡した坑夫に復帰を命じ探索し逮捕し連れ戻す権利を炭鉱とあわせて委譲される。

(2) 1681年ボニス Bo'ness の炭鉱と製塩場

賃借人に従属する坑夫のリスト

採炭夫	13名
地生え運搬夫	5名(1名は半人前)
地生え運搬婦	21名(5名は半人前)
外来運搬夫	1名
外来運搬婦	10名(2名は半人前)

(3) 1732年レヴン伯爵 the Earl of Leven の ランデール the Landales へのリース

賃借人は賃借人に「現在彼のものである彼の地生えの坑夫」を皆委譲した

(4) 1740年の、本稿にとりあげた係争の出発点となったリース

もともと炭層に存在しなかった坑夫にたいする権利が法律上の問題となり、炭層所有者がそれを獲得する

(5) 1760年キャンバスラング Cambuslang (ラザグレンの東隣) 付近の炭鉱

既に炭鉱に繫縛されている採炭夫、運搬婦、釣り掛け夫、バンクスマン、支線夫その他のリース

リース期間内に合法的に雇い入れられ繫縛されるであろう坑夫のリース

賃借人は自分の望む数だけ何人でも坑夫を雇うことができ、逃亡した坑夫を連れ戻し処罰する権利をもつ

Cf. Barrowman, *op. cit.*, pp. 271-2, 274; Duckham, *op. cit.*, p. 245.

(1)~(3)の事例と(4)(5)の事例とは、はっきりと区別される。前者では既存の繫縛坑夫しか問題にしていないのにたいし、後者では将来の坑夫繫縛権が承認される。これは法の論理からいえば当然である。例えば浮浪者を捕らえて奴隷として使用する権利は土地所有者の権利である。Cf. Fraser, *op. cit.*, pp. 4-5. だから前者において将来の繫縛権の規定がないのは、リース満了時、その時点で炭鉱に合体されている坑夫を炭層所有者に引き渡すのがごく自然な行為であって、わざわざ規定する必要がなかったからであると考えられる。では、そのような本来不必要であった規定が、なぜ必要となったのか。ここにも、炭鉱経営が事実上、炭層所有者ではなく賃借人に従属する坑夫をつくりだしつつあることが指示されている。

が生きているかぎり、リース満了から1年以内に、その時点で炭鉱に合体されている坑夫を、炭層所有者が賃借人に引き渡しを請求する場合でしかない。この期間を過ぎて、繫縛権が継続的に確認されることがない場合は、かつてリースの対象となった炭層は、もはや坑夫の繫縛とは関係がない。そして現実を見るかぎり、スペンスが毎年繫縛権を確認していた形跡はないのである。

ではなぜこのような消極的根拠でしかないものが、坑夫にたいする権利を決定的に規定する要因となったのか。考えられる事情は次のようなものだけである。

坑夫との間で繫縛権の確認をしていない以上、炭層は繫縛権の権原としては消滅に向かわざるをえない。しかしそれが決定的に消滅するのは、他に明らかに権原が発生している場合である。発生していない場合には、坑夫は誰かに繫縛されなければならないのであるから、このいったん成立した繫縛権が有効にならざるをえない。

スコットは連れ去った坑夫を新しい炭層で5年間継続して使用している。これは明らかに繫縛権が発生する条件となるものである。スコットがこの炭層の所有者であったならば、この権利を強力なものとして主張しえたはずである。しかし彼はそれをやらず、以前の賃借人として、坑夫にたいする権利をスペンスと争った。つまりスコットは新しい炭層でも賃借人であり、繫縛権を主張する主体にはなれなかったのである。

しかしそうだとすると、この新しい炭層の所有者ならば有効にスペンスと争うことができたはずである。だがこの係争の記録はない。なぜか。われわれはここで、この所有者が、スコットが主張するような坑夫にたいする経営主としての権利を承認し、炭層所有者としての権利を事実上後退させ、スペンスの請求に対抗できるような関係を坑夫との間で作りあげておらず、またその意志ももちえなかったと考えることができるのである。

かくしてスペンスは勝利した。この勝利は、エステートとしての炭層の解体ゆえに生じた対立における、この解体ゆえにもたらされた勝利であった。した

がってその結果は、坑夫繫縛権の無視しえない変質となった。グレイの場合は、炭層所有者と坑夫の間での不断の確認をまっしてはじめて繫縛権が維持されていた。そこではエステートに関係する当事者たちの利害の調整が、少なくとも形式的には、なお繫縛権の前提であった。しかしこの事例においては、坑夫繫縛権は、実在する関連から切り離された（この関連はスコットのもとにある）たんなる坑夫請求権として、しかもたんなる炭層所有から直接に発生する権利として、承認されたのであった。

2 坑夫繫縛権の観念化・絶対化の典型

[1] 1754年控訴裁判所判決：ダundasとジョン・マロードの係争

Dundas v. John M'Lord¹¹⁾

スターリングシア Stirlingshire のキャロン Carron の近く、クォーロール Quarrole の繫縛坑夫シンプソン Simpson は、逃亡してジョン・マロードのパウハウス Bowhouse の炭鉱へ行き、そこで働くようになって1年以上が経過していた。その後ダundasがクォーロールの炭層賦存地を購入し、この土地の繫縛坑夫リストにあったシンプソンの返還をマロードに請求した。

控訴裁判所はダundasに、シンプソンにたいする繫縛権を承認した。シンプソンは逃亡坑夫であるから、1年以内に返還請求がなくても繫縛権は消滅しない、というのがその理由であった。

[2] 1761年控訴裁判所判決：ダundasとジョン・カークの係争

Dundas v. John Kirk

上のクォーロールの近く、キャロン川の下流グレインジ Grange にある炭鉱から、ある坑夫が去って、クォーロールの炭鉱で1年半働いていた。この坑夫がグレインジに戻ろうとしたとき、クォーロールの炭鉱主ダundasは、彼をクォーロールに引き戻し、ここに繫縛権の所在をめぐる係争が生じた。

11) 以下の二つの係争およびそれにたいする判決についての整理は、Barrowman, *op. cit.*, p. 271 に依拠している。

控訴裁判所の判決は、ダンダスの権利を認めた。この坑夫が1年を超えて彼に使用されていたというのが、その根拠であった。

ここにあげた2つの係争では、ダンダスという同一人物が当事者として現れている。したがって以下では、この2つの係争をまとめて取扱い、ダンダスの炭層所有を1つの焦点としながら、関係諸利害の構造やその推移について検討していくことにする。

その際まず指摘しておきたいのは、第1に2つの判決が、坑夫繫縛権の恣意性を最も端的に示すものとして紹介されてきたということである。すなわちこの2つの係争では、一方では過去に成立していた繫縛権を炭層の所有を根拠に主張し、他方では現に生じている坑夫の炭層との結合を根拠に過去に成立していた坑夫にたいする請求権を否定する、すなわちそれぞれの係争で全く相反する利害の担い手として現れたダンダスが、適法性がかならずしもはっきりしないまま、どちらの係争でも勝利することになったのである。2つの係争を紹介しているバローマンは、ケームズ卿 Lord Kames の言として、シンプソンが逃亡したのがクォーロールで仕事なくなったからであったなら、その時点から1年と1日後には彼は自由でなければならぬとの、54年判決にたいする批判に言及している。また61年判決について、もしこの坑夫が自分をグレイジンに繫縛していたのなら、この判決はまったく混乱したものだと言っている¹²⁾。

第2に、キャロン鉄工会社 the Carron Company がスコットランドの工業化に画期的な役割を果たしたことは、周知のことながらに属するが、以下にふれるように、ここでの2つの係争は、キャロンの製鉄工場の、この地域での設立の前後に発生し、またクォーロールの炭鉱もグレイジの炭鉱も、この工場の発展と密接な関係をもっていた。これら2点は、この事例を、旧制度である坑夫繫縛制の変質を示す、1つの典型例とするのである。

この2つの係争についての関連事実は次のようなものである¹³⁾。

12) Cf. *ibid.*

13) ここで取り上げた事実については、Barrowman, *ibid.* の他、Duckham, *op. cit.*, pp. 65, 102, 174-7; R. H. Campbell, *Carron Company*, 1961, pp. 32, 47, 65 に依拠している。

- 1750年 グレインジの炭鉱を所有していたハミルトン公爵は、炭鉱を拡張する資金がなく、炭鉱をロンドンの宝石商人デヴィッド・メイン David Main に売却した。この炭鉱はまもなく転売され、ロンドンの銀行家ウィリアム・ベルチアー William Belchier の所有となった。後にダンダスと争うジョン・カークが、炭鉱の監督であった。同じ頃、ダンダスはクォーロールを購入し、坑夫の返還を請求した。
- 1754年 ダンダスとマロードの係争の判決。
グレインジに隣接するボニス Bo'ness で坑内ワゴンウェイ敷設。
- 1759年 キャロン社の製鉄工場が設立され、ダンダスとの間で石炭購入契約を結ぶ。ダンダスは当時クォーロールで2つの坑を稼行していたが、すぐに出炭能力不足に陥った。
- 1760年 キャロン社の重役ジョン・ローバック John Roebuck がハミルトン公爵からボニスにあるキネイル Kinnail の炭鉱を賃借する。この炭鉱では何名かのイングランド坑夫が使用され、またまもなく長壁式切羽を採用した。
- 1761年 ダンダスとカークの係争の判決。
キャロン社、ダンダスからクォーロールの炭鉱を賃借。ただちに4つの新しい坑を開鑿し、イングランド坑夫を投入した。
- 1770年 キャロン社の元重役キャデル Cadell の息子、ウィリアム・キャデル・ジュニア William Cadell junior がベルチアーからグレインジの炭鉱を賃借。この時点でこの炭鉱は、稼行が休止状態であったが、以後キャデルは活発な再開発を続けた。
- 1774年 坑夫の帰属をめぐるキャロン社とキャデルの対立。キャデルが稼行するグレインジに繫縛されていた坑夫がキャロン社が稼行するキネアードに移って働いていた。キャデルはこの坑夫の返還を請求し、結局坑夫はグレインジに戻されたが、キャロン社の抗議は強かった。
- 以上の事実についてわれわれが気づくのは、まず、ダンダスのクォーロール

購入が、この地域で石炭需要が未曾有の水準へと増大し、炭層の重要性が飛躍的に高まっていく最初期に位置していることである。

次に、キャロン社が製鉄工場を建設して後は、炭鉱の稼行の規模や様式も大幅に変革されていく。続けざまに係争を引き起こすほど坑夫の確保に狂奔し石炭を掘りまくろうとしたダンダスも、キャロン社の膨大な需要には対応のしようもなかった。会社自身が稼行に乗り出しイングランド坑夫を投入して、この炭鉱は坑数だけでも一挙に3倍化したのであった。ローバックのキネイルやキャデルのグレインジも、クォーロールと同様の動向を示している。

ダンダスの2つの係争における利害が、炭層所有を最大の拠りどころに、一人でも多くの坑夫を確保して、急速に増大する石炭需要から利益を引き出そうとするものであったことは、明らかである。それはこれまでに検討してきた事例における炭層所有者の利害と全く同一である。

だが重要な相違がある。まず54年判決である。この判決は、パウハウスの炭鉱主の権利を、坑夫がクォーロールから離れたのが逃亡であった故をもって以前の繫縛を有効とする。だが炭鉱主は、新しい坑夫を雇うのに際し、彼が逃亡坑夫であるか否かを判断することは不可能である。だから1年と1日という期間が炭層所有者同士の係争では繫縛権をめぐって常に問題にならざるをえないのであり、いかなるかたちであれこの期間が、繫縛の実在性の証明として生きているかぎりでは、繫縛権は権利として安定しないのである¹⁴⁾。

したがって、ただ逃亡の故をもって繫縛権の存続を承認することは、繫縛権から実在的関連を完全に剝奪することに帰結する。実際54年判決は、繫縛坑夫リストだけを繫縛権の権原として絶対化することになるのである。ここでは繫

14) たとえばこの期間を過ぎれば、逃亡坑夫にたいするものと炭鉱主の権利は、少なくとも別の炭鉱主がこの坑夫をこの期間使用しているかぎり消滅する、等々。他の係争で逃亡が問題になったものも、この判決ほどあからさまに逃亡と繫縛権を切り離してはいない。1725年の George Lockhart と Saltcoats の炭鉱のタクスマン tacksman との係争では、逃亡坑夫が元の炭鉱主の所有物であることを認めたが、その根拠は1708年の Wallace v. Cunningham と同じものであったと評されている。また1748年の John Gibson v. Andrew Scott では、炭鉱を離れた坑夫にたいする繫縛権が、逃亡を繫縛権の消滅の要件として承認したうえで、それを厳密に解釈することによって主張されている。Cf. Barrowman, *op. cit.*, pp. 270-71.

縛権の観念化・絶対化は、自ら繫縛制度の基礎を掘り崩すところまで行きついでいるのである¹⁵⁾。

61年判決に移ろう。この判決は、バローマンの指摘するように、結論だけを見ると54年判決と全くつじつまが合わない。坑夫がもといた炭鉱主の坑夫繫縛権が絶対的なものであるならば、この係争でもグレインジの繫縛権がダンダスの使用実績に明らかに優先するはずだからである。

とはいえ、54年判決で、坑夫リストが繫縛権の最強の権原とされたことを踏まえるならば、61年判決もある程度、首尾一貫したものとして理解することが可能である。すなわち、グレインジの所有権は、この時期転々としていて、ベルチアーの所有に落ち着いてからも経営は活発といえなかった。したがってその間、繫縛坑夫リストという形態で炭鉱主と坑夫の関係を確認したり、リストを作成したとしてもそれを十分に維持したりすることができなかったと考えられるのである。このようにして炭層所有権が坑夫繫縛権として弱体化していたとするならば、ダンダスが行った繫縛に対抗できなかったとしても不思議はない。

さて坑夫繫縛権をめぐる対立は、この地域でこの時期、以上の2つだけだったのではない。裁判にまでは至らなかったが同様の対立が、1774年、キャロン社とキャデルの間に生じている。この対立は前後の事情から判断すれば、1770年には休眠状態になっていたグレインジの炭鉱が、キャデルの開発でよみがえり、坑夫繫縛権がその意義を復活して生じたものである。そして当事者間の激しい摩擦は、ここでも、当該の坑夫の使用をめぐる事実的に存在している利害が全く問題にされず、対立がたんなる坑夫の奪い合いとなっていたことを

15) バローマンが紹介するゲームズ卿の批判はこの点に向けられている。炭鉱主の権利は、炭層がそれに繫縛された坑夫に飯を保障するかぎりのみ、つまりエステートとして存続するかぎりでのみ、承認される。彼の批判は、炭層というエステートに関わっている諸個人に、このエステートにたいしてそれぞれがもっている関係にふさわしい権利を、重層的に確認しようとする立場からの、これら実在する関連を等閑視した、一つの権利の絶体化にたいする、批判である。もっとも彼の批判自体、逃亡と繫縛権を原則として切り離し、切り離しうる逃亡の限定から出発している点で、本来の繫縛制の立場からすれば、相当後退したものである。

示唆しているのである。

以上、ここでは坑夫繫縛権が極限といえるまでに観念化し、それが炭層所有権として他の関係諸利害に絶対的に優越して発動されている。繫縛権を根拠づけるものはただ繫縛坑夫リストがあるだけである。ここまですれば坑夫繫縛権は、炭層の所有から事実上自立した、坑夫という労働力の直接的支配権、すなわち事実上の奴隷所有権である。

とはいえなお、この奴隷所有権は、炭層所有権という形態をまとめて行使される。炭層所有は、炭層において奴隷と奴隷主の関係が成立する前提であり、また炭層所有のみが奴隷所有にまで発展する資格をもつ。したがってここではなお、奴隷所有は炭層所有としてのみ成立するのである。

石炭鉱業の発展とともに、坑夫繫縛権は奴隷所有権にまで変質した。ではこの発展がいっそう進むならば、事態はどうなっていくであろうか。これについては繫縛権の変質自体が、ある程度の示唆を与えている。この変質は、炭層をめぐる実在的関連の捨象すなわちたんなる労働力としての坑夫の支配権への転換である。このような坑夫繫縛権のもとで、坑夫争奪戦が繰り広げられる。ここには自らの力能によって坑夫を炭層に合体する主体としての炭鉱主、すなわち炭層所有者とは区別される経営主としての炭鉱主が、はっきりと姿を現している。坑夫繫縛権としての炭層所有権は、この経営が、所有炭層において展開していることを前提としてはじめて、強力に行使できるのである。

これは炭層所有と炭鉱経営の分離が、ダンドスの経営においてさえ、潜勢的にかかなりの程度にまで進行していたことを意味している。そしてこの分離は、キャロンが登場する段階になると、はっきりとかたちにとって現れてくる¹⁶⁾。そのもとでは、坑夫繫縛権は、たんに経営に坑夫を譲り渡すだけの存在へと転換する。そして経営が坑夫を従属させる独自の形態を十分強く発展させてくれば、もはや経営にとって障害でしかないものになっていくのである。

16) ここでは所有と経営の分離を、広い意味で用いている。すなわち炭層所有者と炭鉱経営者が人格的に分離しない場合でも、この分離の条件が成熟していれば、事実上の所有と経営の分離と考えるのである。

3 炭鉱主と坑夫の関係における、坑夫繫縛権の概念化・絶対化

〔1〕 1762年控訴裁判所判決：ロシアン侯爵と彼の繫縛坑夫との係争

the Marquis of Lothian v. Lockhart and others¹⁷⁾

ロシアン侯爵は、ミドロシアン Midlothian のペンドリーチ Pendreich の所領で、ある炭層で働いていた坑夫たちを2マイル離れた別の炭層に移そうとし、坑夫がこれを拒否したことから係争が生じた。坑夫は、新しい炭層が労働条件の悪いことを指摘し、炭層が正常な労働条件だと自分が認めることができないときには、繫縛されることを拒否する権利を主張した¹⁸⁾。

ロシアン侯爵はこの権利を完全に否定した。坑夫は特定の炭層だけで働く者ではないのだから、彼らは「雇主の奴隷でしかなく、雇主が彼らを働かせたいと望む炭層ならどこでも働いて、雇主に仕えなければならない」のであった。

判決はロシアン侯爵を支持した。炭鉱主の命令で、同じ炭鉱の中ではあっても条件の悪い炭層に移ることが当たり前となっていたのに、坑夫の主張が通るはずがなかったのであった。

この判決は、自分の一方的意志で坑夫を移動させる権利を炭鉱主に認めることで、画期的なものになった。この判決はまた、後の時代から、繫縛制度の暗黒面を典型的に示すものとされ、同時代にあっても、ロシアン侯爵にたいする坑夫の抵抗は、繫縛坑夫の解放運動の先駆けとして記憶されていった¹⁹⁾。ここにわれわれは、坑夫繫縛権の、労働力の直接的支配権への転化を、炭鉱主と坑夫の関係において、明白に見てとることができる。

坑夫は従来しばしば、ある特定の炭層に結合されるとされてきた。それは炭鉱主が、坑夫と炭層の所与の結合を承認しなければならないという論理を含み

17) この係争および判決についての整理は、Barrowman, *op. cit.*, p. 272; Duckham, *op. cit.*, pp. 151, 249, 253 に依拠している。

18) 「身長6フィートの人間が、無理なく石炭を掘れ、十分に空気を吸えるだけの丈のある炭層で仕事をして、自分を繫縛すべきであるとすれば、この坑夫をこのような炭層から引き離して、呼吸もままならない、本来なら彼がけっして自分を繫縛しないような薄い炭層で仕事をやらせることを炭鉱主に認めるのは、明らかに法の正義に反しております。」Duckham, *ibid.*, p. 249.

19) Cf. Duckham, *ibid.*, pp. 249, 253, 296, 298.

うるものであった。それは安定した繫縛制度のもとにあって自然なことでもあった。特定炭層を小規模な坑で点々と掘り進む坑夫が、次にどこを掘るかは、多かれ少なかれ坑夫自身に任せざるをえなかった。坑夫の炭層への繫縛は、この条件をまって活力を得ることができたし、それを認めたところで、坑夫がこの炭層から離れることも、まずありえなかった。

だがこの、坑夫の、特定の炭層の内部での、自分の意志に基づく移動は、後退しはじめた。それにかわって坑夫の意志に関わりなしの、炭鉱主の意志に基づく移動が少なからず現れはじめた。それは坑夫と炭層を結合する条件が、坑夫自身に決定的に属している状態の解消であり、炭鉱主の、坑夫を炭層に結合する主体への発展であった²⁰⁾。

係争は、このような客観過程の変化を前提に生じた。そして判決は、この変化を法認した。しかし判決はまた、既存の繫縛権者としての炭鉱主に、主体としての地位を承認した。したがって坑夫は、炭層所有者としての炭鉱主の奴隷となった。実際これ以後、坑夫は炭層所有者に永続的に従属する、彼の意のままになる人格であると、事実上見なされるようになったのである。

〔2〕 1769年控訴裁判所判決：サ・アーチボルト・ホープと彼の使用する坑夫との係争

Clerk and others v. Hope²¹⁾

エディンバラの周辺ハリロー Harrylow の炭鉱主ホープ Sir Archibald Hope は、エドモンストーン Edmonstone, モンクトン Monkton, ウールメット Woolmet の3つの炭鉱を、それぞれ異なる地主から賃借して稼行していた。それぞれの炭鉱に繫縛された坑夫に、繫縛された炭鉱と違う炭鉱で働くことを

20) この2つの移動の区別は、従来見過ごされがちであった。ダッカムもまた「移動は、多くの坑が小規模で短命であったころにも頻繁であった」(Ibid., p. 249.)と指摘して、72年判決の根拠の説明の一部としている。しかしこの区別は、石炭鉱業における生産関係の発展を考察するに際して、きわめて重要な区別である。もっとも「自分の意志に基づく移動」とはいつでも、この自由は生産主体としての自立性から発生するものであって、炭層所有への従属自体とは全く別物である。

21) この係争および判決についての整理は、Barrowman, *op. cit.*, p. 272; Duckham, *ibid.*, p. 151に依拠している。

強制できるものなのか、あるいはもし繫縛された炭鉱の稼行が停止すれば、それは坑夫が繫縛を解除される十分な根拠となるものなのか。これが坑夫とホープの間で争われた。

控訴裁判所は先にふれた62年判決を判例とし、ホープは坑夫に別の炭鉱で働くことを強制できるとした。坑夫に仕事を与えるのであれば、炭層の所有者はどんな炭鉱にも坑夫を移動できることができるのであるから、炭層の賃借人も賃借人の資格において同じ権限を行使して差し支えない、というわけであった。

繫縛坑夫が貸し出されて、繫縛された炭鉱とは別の炭鉱で働くのは、17世紀からかならずしもめずらしいことではない。賃借人が繫縛坑夫に繫縛された炭鉱とは別の炭鉱で働かせるのは、これと全く同一の行為である。炭層の賃借人は同時に坑夫繫縛権も借り受けているのが論理的であるからである²²⁾。

相違は、通常の場合、貸し出されている坑夫には、賃貸期間が終了すれば帰るべき炭層が必ず存在している。炭層をめぐる、この実在的関連が、繫縛坑夫の賃貸借関係を基礎づけているのである。この事例の場合はそれが消滅している。この相違は、繫縛制度がなお支配的なものとして存続するもとの、いかなる結果をもたらすのか²³⁾。

坑夫は炭層の賃貸借期間が終了すれば、別の新しい炭層に繫縛される。この新しい炭層が、賃借人が坑夫を移動させた先の炭層であることが、最もおこりそうなことがらである。炭層の賃貸借の場合、賃貸期間中に賃借人のもとでこの炭層に合体した坑夫が、この炭層の所有者の繫縛権の対象となるのが通常であり、またこの場合、以前の賃貸借に基づいて、もとの炭層の所有者が繫縛権を主張しようにも、それを実現する対象である炭層が消滅している以上、繫縛

22) 前出本稿註10参照。繫縛坑夫の賃貸借については、Cf. Duckham, *ibid.*, pp. 247, 250.

23) ところで1つの炭鉱への繫縛を解除されることは、繫縛そのものから解放されることではない。繫縛制度が支配的であるかぎり、坑夫にとって、ある炭鉱への繫縛を解除されたことは次に自分が入っていく炭鉱に新しく繫縛されることでしかない。であるとすれば、この係争の場合、繫縛制度を前提して消滅した炭層からの解放を要求することは、坑夫にとってほとんど意味をなさない。したがって当事者である坑夫は、繫縛制度自体から解放された自由坑夫となることを要求していたに違いない。坑夫がこのような要求を公式に掲げていることは、重要な研究対象である。われわれは後にこの問題に接近するであろう。

坑夫を有利に譲渡する以外に、この権利の行使のしようがないからである。

ここでは、繫縛された炭層が消滅して新しい炭層に合体された坑夫が、賃貸借期間の終了とともに次の賃借人に事実上そのまま引き渡され、自動的に新しい炭層に繫縛されることが、通常となる一歩手前まできている。このような事態が繰り返されていけば、炭層所有者の坑夫繫縛権は、炭層所有者にとって全く無内容なものとなり、賃借人としての炭鉱主の坑夫支配権の保障以外の意味をもたなくなるのである²⁴⁾。

これは坑夫繫縛権の、炭層所有から自立した、坑夫という労働力の直接的支配権への転化が、不可避的に含む論理的帰結である。とはいえここでは、坑夫繫縛制は、既存の、エステートをめぐる関係の枠内にとどまりうる可能性を、なお残している。ここではたんに個別特定の炭層への繫縛が、労働指揮権の基礎としての意味を失っただけだからである。賃借人の坑夫支配権の現実的行使が、この特定性を止揚した発展した繫縛という基礎を得るかぎり、それはエステートにたいする関係として承認され、古い諸関係が発展的に再建されるのである。

この可能性の現実への転化は、明らかに賃借人の経営のもとで展開する、現実の生産諸関係の内実にかかっている。ホープの経営の場合はどうであったか。ホープはエディンバラ周辺では卓越した炭鉱主の1人であり、係争の時期にはハリローなど自家有炭層を稼行するだけでなく、炭層の賃借による経営の拡張にも向かっていた。彼の稼行は、係争に現れている以外にも、ストーンニーヒル Stoneyhill やインヴァレスク Inveresk のピンクイー Pinkie があり、1790年には、彼の稼行する炭鉱では合計500名の坑夫が雇用されていたという²⁵⁾。坑夫との係争は、このような炭鉱経営の拡張の過程で生じたのであった。

われわれは、この事実だけでは、生産関係について明確な評価を下すことはできない。しかしこの事実には、ホープの経営が資本家的経営として発展しつ

24) 係争が炭鉱主と坑夫の間で争われ、炭層所有者の利害が現れていないという事実は、この事例においても既に、炭層所有者の繫縛権の無内容化が進んでいた可能性を示唆している。

25) Cf. Duckham, *op. cit.*, p. 151.

つあったことが、少なくともほの見えている。この資本家的経営への発展の傾向が支配的であるかぎり、エステートは再建できない。そして69年判決は、坑夫繫縛権の、坑夫と炭層や炭層所有者との関連の喪失と、資本としての炭鉱主のたんなる労働力使用权への移行を、法の側から正当化するものになっていくのである。

II 小 括

以上われわれは、坑夫繫縛制の変質過程を追ってきた。われわれは、まずこの制度の出発点の構成を確認した。それは坑夫と炭層の自然的結合を基礎としたエステートとしての炭層の所有関係であった。ついで18世紀にこの構成が解体しはじめることを確認し、中葉以降の坑夫繫縛権をめぐる係争を、主として取り上げて、この解体過程の具体的諸側面を考察した。

これらの係争に共通するのは、坑夫繫縛権が実在的諸関係との関連を断ち切られて、観念的・絶対的に行使されるものへと転換していることであった。坑夫繫縛権の、この解体は、どこまでどのように進行していたのか。それは炭鉱主—坑夫—炭層所有の関係の、いかなる変化を指し示しているのか。われわれは、この点について、次のように整理することができる。

まずウォレスとカニンガムの係争、グレイとボーグルの係争、スペインとスコットの係争は、繫縛権の観念化・絶対化の順次的進行として捉えることができる。それはまた、エステートとしての炭層の解体の進行でもある。グレイとボーグルの係争では、エステートが、坑夫と炭層の自然な結合というよりは、炭鉱主の意志の所産として現れた。1763年判決では、炭層所有からはさしあたり独自の、経営主としての炭鉱主の坑夫支配権が登場し、これを承認する関係が事実的に形成されていた。

第2に、ダンダスを中心人物とする二つの係争では、坑夫繫縛権の変質が、極限にまで行き着いていた。ここでは坑夫は炭層にたいする関係から完全に切り離され、たんなる労働力に転化しており、これに対応して繫縛権も、このた

んなる労働力の直接的支配権、すなわち事実上の奴隷所有権に転化していた。そして62年ロシアン侯爵や69年ホープの、坑夫との係争は、この変質を炭鉱主と坑夫の直接の関係において示すものであった。

第3に、坑夫繫縛権は、さしあたり炭層所有権として観念化・絶対化していた。しかし変質した繫縛権が、たんなる労働力の直接的支配権であったとすれば、それが炭層所有権と合体し続けることは、それ自体としては偶然である。ここには炭層所有権と坑夫繫縛権が分離し、炭層所有権が坑夫支配権としては後退する可能性が、不断に存在する。69年の係争はまた、この可能性の現実性を示唆し、さらにそこでは、この現実性を賦与するものとして、資本としての炭鉱主がほの見えるのである。

以上から、われわれは、次のような結論を下すことができる。すなわち坑夫繫縛制の変質は、石炭鉱業の一定のブルジョア的進化の所産であった。この進化が坑夫繫縛権の観念化・絶対化を条件づけ、また繫縛制度を奴隷制度たらしめたのであった²⁶⁾。

だがこれまでの考察では、このブルジョア的進化それ自体を、基礎過程にまで降りて考察してきたわけではない。すなわち石炭鉱業における商品生産の発展や、独自の資本主義的生産様式ないし生産関係の発展を考察してきたのではない。たしかに、これらの要素は部分的には窺うことができた。しかしわれわれは、今のところ、ブルジョア的要素の発生にたいして、旧制度としての坑夫繫縛制が、どのように対応していたのかを、ある程度明らかにしたにとどまっている。

したがって坑夫繫縛制の変遷の諸契機を捉えていくには、なお課題が残されている。次稿では、まず第1に、いま指摘したブルジョア的進化の基礎過程を、なにほどかでも明らかにする必要がある。われわれは、この課題を、キャロン社の、またローバックやキャデルといったこの会社の関係者たちの炭鉱経営を

26) ここでこういうのは、変質の契機の1つとしてである。ブルジョア的進化がいつでもどこでも坑夫をここでいう奴隷にするというわけではない。

取り上げ、これらスコットランド工業化の旗手たちが、スコットランド石炭鉱業の直接的生産過程に、いかなる変革をもちこんでいたのかを検討することで果たしたい。

第2に、1775年の坑夫解放令に初めて公式に整った姿を現す、坑夫繫縛制度廃止の動きを検討する必要がある。そこではいったい何がどのように争われ解決されていったのか。本稿での検討や、次稿での基礎過程についての検討は、この考察の前提となっていくはずである。